

令和6年度 別府市 認可保育所等の給食費(主食費・副食費)について (案)

国の幼児教育・保育無償化制度により3歳以上の子どもの保育料は無料ですが、「主食費(ごはん、パン等)」と「副食費(おかず・おやつ等)」の徴収については以下のとおりとなります。

● 1号認定(幼稚園と認定こども園[幼稚園機能部分]の3歳以上)の子ども

● 2号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳以上)の子ども

- ・主食費と副食費は実費徴収となります。ただし、下記の「副食費免除対象者の基準」に該当する場合は、副食費のみ免除となります。
- ・主食費と副食費は入所している施設への支払いになりますが、金額や支払方法等は施設によって異なります。
- ※ 主食は家庭から持参してもらうため、主食費を徴収していない施設もあります。

● 3号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳未満)の子ども

- ・給食費(主食費・副食費)は保育料に含まれていますので実費徴収はありません。

副食費の免除について

下記の基準のいずれかに該当する場合は、副食費が免除されます。

副食費免除対象者の基準

● 1号認定(幼稚園と認定こども園[幼稚園機能部分]の3歳以上)の子ども

- ① 「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」の市町村民税所得割額(※1)の合算額が77,101円未満の世帯の子ども。
- ② 「同一世帯内の小学校3年生までの子ども」のうち、下記の施設に入所している、または、サービスを利用している最年長の子どもから数えて3人目以降の子ども。 ※太字になっている施設の場合は、在園(利用)証明書の提出が必要です。

【対象施設】

小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

数え方の
イメージ図

第1子(小5)



数えない

第2子(小学校3年生)



1人目

第3子(幼稚園)



2人目

第4子(幼稚園:4歳)



3人目



免除

第5子(幼稚園:3歳)



4人目



免除

● 2号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳以上)の子ども

- ① 「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」の市町村民税所得割額(※1)の合算額が57,700円未満の世帯の子ども。
- ② 「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」が要保護者等(※2)に該当する場合で、その保護者等の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満の世帯の子ども。
- ③ 「同一世帯内の就学前の子ども」が下記の施設に入所しているか、サービスを利用している最年長の子どもから数えて3人目以降の子ども。 ※太字になっている施設の場合は、在園(利用)証明書の提出が必要です。

【対象施設】

保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

数え方の
イメージ図

第1子(小5)



数えない

第2子(小学校3年生)



数えない

第3子(幼稚園)



1人目

第4子(保育園:4歳)



2人目

第5子(保育園:3歳)



3人目



免除

※1 副食費の徴収判定時に参照する「市町村民税所得割額」とは、市町村民税の所得割額のうち住宅借入金等特別控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除がある場合は、これらを控除していない金額となります。

副食費の徴収判定の切り替えは毎年9月に行っています。4月～8月分は前年度の市町村民税所得割額で判定し、9月～翌年3月分は当該年度の市町村民税所得割額で判定します。

※2 副食費の徴収判定時における「要保護世帯等」とは、「ひとり親世帯」や「同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受けている方が同居している世帯」のことを指します。

問合先:子育て支援課

電話:0977-21-1427